

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」の
一部改正（案）について（通知）

今般、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（以下「条例（案）」という。）を別添のとおり改正しましたので送付します。

つきましては、下記及び条例（案）を参考に、各地方公共団体において条例改正等の所要の措置を講じていただくとともに、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。

これに伴い、条例（案）第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとする規定を新たに整備するものである。

2 改正の内容

給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する平均給与額に準じて計算した額（その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）とするもの。

3 施行期日

令和2年4月1日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、眞野事務官、番事務官
電話：03-5253-5560（直通）

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）の（昭和四十二年九月一日自治給第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第五条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額</p> <p>三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>四 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額に準じて計算した額（その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>五 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬及び給料のない職員 前二号に掲げる者との均衡</p>	<p>第五条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額</p> <p>三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>四 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して</p>

を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額

実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）第五条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。